

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 <u>平成24年9月24日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第20条第1項に規定する貸付契約の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</p> <p>一 日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</p> <p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が同条第2項ただし書きの規定による承認をした時</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件（本邦通貨又は<u>保険料率等規程別表第6(2)</u>に掲げる外貨により償還されるもの）に限り、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を<u>希望し日本貿易保険がこれを認める場合は</u>、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>一 保険契約締結日から5年以内の日</p> <p>二 貸付金の累計額が貸付予定総額の100分の50以上となる金額を貸し付ける予定の日の前日以前の日</p> <p>3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>第13条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第20条第1項に規定する貸付契約の重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</p> <p>一 日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</p> <p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が同条第2項ただし書きの規定による承認をした時</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2年以上案件（本邦通貨又は別表第6(2)に掲げる外貨により償還されるもの）に限り、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を<u>希望する場合は</u>、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</p> <p>一 保険契約締結日から5年以内の日</p> <p>二 貸付金の累計額が貸付予定総額の100分の50以上となる金額を貸し付ける予定の日の前日以前の日</p> <p>3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する</p>	

旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

- 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
- 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
- 3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」

第14条 ～ 第22条 （略）

附 則

この改正は、平成24年10月1日から実施する。

旨申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

- 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
- 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
- 3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」

第14条 ～ 第22条 （略）